

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

国土交通省告示第 209 号 令和 6 年 3 月 22 日公布

I 距離制運賃表 (関東運輸局管内) (単位:円)
Table with columns: 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), キロ程 (10km to 200km), 運賃.

II 時間制運賃表 (関東運輸局管内) (単位:円)
Table with columns: 車種 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 種類 (基礎, 加算), 時間制 (8時間, 4時間), 運賃.

III 個建運賃
運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

IV 運賃割増率
【遠達割増等】
次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

【特殊車両割増】
Table with columns: 車種 (冷蔵車, 海上コンテナ輸送車, タンク車), 割増率 (2割, 4割, 5割).

【休日割増】
日曜祝祭日に運送した距離に限る 2割
【深夜・早朝割増】
午後10時から午前5時までに運送した距離に限る 2割

V 待機時間料 (単位:円)
Table with columns: 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 時間 (30分, 2時間), 待機料.

VI 積込料、取卸料、附帯業務料 (単位:円)
Table with columns: 車種別 (小型車, 中型車, 大型車), 時間/内容 (30分まで, Vに定める), 積込/取卸料.

【附帯業務料】
附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として收受

VII 利用運送手数料
運賃の10%を当該運賃とは別に收受

VIII 有料道路利用料
有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に收受

IX その他実費として收受すべき費用
フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料等の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受

X 燃料サーチャージ
1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。
基準価格: 120.00円/L (※)
改定の刻み幅: 5.00円/L
改定条件: 改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

Table with columns: 調達している軽油価格, 燃料サーチャージ算出上の代表価格, 燃料サーチャージ算出上の燃料価格上昇額. Includes a detailed price table for fuel surcharges.

※ 算出上の代表価格は、刻み幅の間値とした。
※ 算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格-基準価格)とした。
※ 軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

Table with columns: 車種 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 燃費 (7.9km/L, 5.9km/L, 3.7km/L, 2.9km/L).

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件 (平均走行距離) は以下のとおりとする。

Table with columns: 車種 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 8時間制, 4時間制, 走行距離 (100km, 130km, 130km, 130km).

5. 端数処理
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI その他
この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○貨切運賃料金適用方
1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用し、車種については、代表的な分類として以下のとおりとします。
(1) 小型車 (2tクラス): 最大積載量 2トン以下の車両
(2) 中型車 (4tクラス): 最大積載量 2トン超かつ車両総重量 11トン未満の車両
(3) 大型車 (10tクラス): 中型車 (4tクラス) を超える車両 (トレーラー (20tクラス) を除く。)
(4) トレーラー (20tクラス): 牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が 20トン前後のもの

(キロ程の計算)
6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
(割増率及び割引率の重複する場合の計算)
7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(積合せの計算)
10. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に運賃表に定める割引率を乗じた金額を算出します。
(特殊車両割増)
11. 所定の特殊車両を使用する場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額 (その他の特殊車両を使用する場合は、別途定める割増率により算出した金額) を加算します。

(品目別割増)
14. 貨物の品目別に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なる割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。
(重量割増)
16. 運送区間中に原路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

(冬期割増)
17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
(地区割増料)
18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を收受します。
(長期契約割引)
19. 3ヶ月以上わたる契約 (文書をもって運送契約を締結したものに限り、) により、継続かつ反復して運送される貨物 (1回の運送距離が 200km を超えるものに限ります。)

(待機時間料)
21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間 (荷主による積込み取卸しの時間を含みます) が各 30 分を超える部分については、所定の待機時間料を收受します。
(積込料・取卸料)
22. 積込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を收受します。

(附帯業務料)
23. 品代金の立立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、積持ち及び維持、搬入れ、るところにより收受
(利用運送手数料)
24. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配した次数について、所定の利用運送手数料を收受します。
(燃料サーチャージ)
25. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを收受します。
(消費税及び地方消費税の計算)
26. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
(有料道路利用料)
27. 有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に收受します。
(実費)
28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等其他実費とされる費用については、当該実費として別に算出します。
(計算の順序)
29. 運賃及び料金の計算は、以下の順序で行います。
① 使用車両及び時間制の別による運賃の計算
② 積込料・取卸料の計算
③ 燃料サーチャージの計算
④ 待機時間料の計算
⑤ 割増率 (端数処理) の計算
⑥ 22による加算の計算
⑦ 有料道路利用料、実費の計算
(中止手数料)
30. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合 (荷主が責任を負わない事由を除く) の場合は、次に定めるとおり收受します。
① 集貨予定日時の前までに運送の中止をしたとき 收受しません

③ 集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 30%以内
④ 集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 運賃及び料金の 50%以内
(その他)
31. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取決め又は慣習によるものとする。

II. 時間制運賃料金適用方 (運賃料金計算の基本)
1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別 (8時間制又は4時間制の別) ごとに計算します。
(走行キロ及び時間の計算)
3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車両に搭載するまでに行います。
(従業員)
4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。
(距離制運賃料金適用方の準用)
5. 距離制運賃料金適用方の1 (適用する運送)、2 (特殊運賃との関係)、4 (運賃計算の方法)、5 (端数の処理)、7 (割増率及び割引率の重複する場合の計算)、8 (個建契約運賃)、9 から 17 まで (遠達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、品目別割増、特大型割増、悪路割増、冬期割増)、22 から 30 まで (積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他) は、時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

○運賃割増率
1. 品目別割増
Table with columns: 項目 (易損品, 危険品, 特殊物件, 汚秽物品, 貴重品), 内訳, 割増率 (3割以上, 2割以上, 2割, 4割, 5割以上).

2. 特大型割増
1個の長さか荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。 3割以上の臨時の約束による。

3. 悪路割増
【道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。】 3割

4. 冬期割増
Table with columns: 地域 (北海道), 期間 (11月16日, 4月15日), 割増率 (2割).

5. 地区割増料
Table with columns: 地域 (東京都特別区, 札幌市, 仙台市, 千葉市, 横浜市, 船橋市, 川崎市, 相模原市, 浜松市, 名古屋市, 京都市, 東大阪市, 堺市, 尼崎市, 神戸市, 岡山市, 広島市, 北九州市, 福岡市, 熊本市, 鹿児島市), 車種別 (小型車, 中型車, 大型車, トレーラー), 割増料 (935円, 1,185円, 1,605円, 2,040円).